

認定所得金額は、教育委員会事務局で算定します

奨学生申込資格に関する所得基準

- 1 募集要項に定める申込資格のうち所得に関しては、本人と生計を一にする世帯員の1年間の認定所得金額が別表1の所得基準額以下であることが必要です。

別表1 収入基準額

| 区 分 | 所得基準額 |
|------|----------|
| 世帯人員 | 2人 282万円 |
| | 3人 328万円 |
| | 4人 355万円 |
| | 5人 382万円 |
| | 6人 402万円 |
| | 7人 422万円 |
| | 8人 442万円 |

(備考)
世帯人員が8人を超える場合は、
1人増すごとに20万円を世帯人員
8人の所得基準額に加算する。

- 2 前項の認定所得金額とは、本人と生計を一にする世帯員個人ごとに、1年間の総収入金額を次の(ア)、(イ)により計算した所得金額(A)の合計額から、別表2の特別控除額(B)を控除した金額をいう。

所得金額 (A)

(ア) 給与所得の場合

| 年間総収入金額 | 給与所得金額 |
|-------------------|----------------|
| 329万円以下の場合 | 0円 |
| 330万円以上400万円以下の場合 | 収入金額×0.8－263万円 |
| 401万円以上878万円以下の場合 | 収入金額×0.7－223万円 |
| 879万円以上の場合 | 収入金額－486万円 |

(注) 万円未満は切り捨て。

(注) 年間総収入金額は「所得額等証明書」に記載の給与収入額とする。

(イ) 給与所得以外の場合

営業等所得、農業所得、雑所得(公的年金等)については、「所得額等証明書」に記載の所得金額とする。

別表2

特別控除額表

| 特別の事情 | 特別控除額 (B) | | | |
|---|---------------------------------|------|-------|-------|
| (1) 母子・父子家庭であること。 | 49万円 | | | |
| (2) 就学者のいる世帯であること。 (児童・生徒・学生1人につき) ※申込者本人含む | 小学校 | | 8万円 | |
| | 中学校 | | 16万円 | |
| | | | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| | 高等学校 | 国・公立 | 28万円 | 47万円 |
| | | 私立 | 41万円 | 60万円 |
| | 高等専門学校 | 国・公立 | 36万円 | 55万円 |
| | | 私立 | 60万円 | 80万円 |
| | 大学 | 国・公立 | 59万円 | 102万円 |
| | | 私立 | 101万円 | 144万円 |
| | 専修学校 | 国・公立 | 22万円 | 62万円 |
| 私立 | | 72万円 | 112万円 | |
| (3) 障害者のいる世帯であること。 | 障害者1人につき (障害者手帳の写しなどの証明書類必要) | | 86万円 | |

- 備考 1 「(2) 就学者のいる世帯であること」の控除は、世帯員を対象とする控除である。
本人以外で該当する者がいる場合は控除額算出表を提出すること。
- 2 該当する特別な事情が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。